

香川県信用農業協同組合連合会 行動計画〔第5回〕

すべての職員がその能力を十分に発揮し、仕事と家庭の調和を図ることができる働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：「一斉ノー残業デー」、「部署別ノー残業デー」および「部署別ノー残業ウィーク」を設定・実施する。また、全職員がノー残業デーの取組みを遵守するよう促し、施策のさらなる定着化を図る。

<対策>

●2025年4月～

- ・「一斉ノー残業デー」について、対象日に会議や研修等を原則設定しないよう周知する。
- ・「部署別ノー残業ウィーク」について、部署ごとに年間スケジュールの策定を行う（年間4回以上）。
- ・「部署別ノー残業デー」について、部署ごとに月間スケジュールの策定を行う（月2回以上とするが、繁忙期等については、別の月にまとめて実施する等、適宜調整を行う）。

目標2：全職員の年次有給休暇の取得日数を5日以上取得および年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均7日以上とする。

<対策>

●2025年4月～

- ・年次有給休暇を利用して2連休以上を取得するよう周知を行う（連続した2営業日の休暇取得を促す）。
- ・部署ごとに年間スケジュールの策定、調整等を行う（2連休の取得については部署内で調整を行う）。
なお、全職員が1日以上プラスワンホリデーまたはブリッジホリデー対象日に有給休暇を取得するよう周知する。
- ・取得状況を表やグラフ等で「見える化」し、各部署長へ毎月通知する。
- ・年間の上半期は自主的取得期間、下半期前半は監視強化期間、下半期後半は取得指定期間とし、全職員が年次有給休暇の5日以上取得および一人当たりの年次有給休暇取得日数を年間平均7日以上とすることを目指す。

以上